

要取扱注意

いじめ重大事態に関する調査報告書

令和7年10月27日

府立[]高等学校いじめ調査委員会

目次

目次	1
第1 重大事態調査の位置付けについて	2
第2 調査の目的、調査組織の構成について	2
1 調査の目的	2
2 調査期間	2
3 調査組織の構成	2
第3 当該事案の概要について	3
1 基礎情報	3
2 当該事案の概要	3
第4 調査の内容について	4
1 調査方法	4
2 調査内容	4
第5 当該事案の事実経過について	4
1 対象生徒の訴え	4
2 関係生徒からの聴取内容	4
3 当該事案の事実経過	4
第6 当該事案の事実経過から認定しうる事実について	6
1 「いじめ」の認定	6
2 「いじめ重大事態」の認定	6
第7 学校の対応について	7
1 学校の対応について	7
2 学校の対応に係る考察	8
第8 当該事案への対処及び再発防止策の提言について	9
1 当該事案への対処	9
2 学校に対する提言	9
第9 参考資料	12

第1 重大事態調査の位置付けについて

令和6年度に京都府立〇〇高等学校（以下、「本校」という。）において当時2年生の生徒がいじめを訴え、令和6年11月末から欠席をし、翌年1月には欠席日数が30日を超えた。

1 重大事態の別

本事案は「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第2号に規定する「不登校重大事態」に該当する。

2 重大事態の認定日等

本事案は、欠席日数が30日に達した令和7年1月29日に重大事態と認定し、京都府知事（地方公共団体の長）へ同年3月11日に報告を行った。「いじめ防止対策推進法」第28条第1項により、本校に調査委員会を設けて同種事案の再発防止を目的として調査を行うこととした。

第2 調査の目的、調査組織の構成について

1 調査の目的

次の4点を調査の目的とする。

- (1) 事実関係の整理
- (2) 「いじめ」の認定
- (3) 「いじめ重大事態」の認定
- (4) 再発防止策の策定

調査においては、当該事案に対応する過程で作成した資料の精査を行うとともに、関係者からの聴き取り記録を整理し、当該事案の事実関係について改めて確認を行った。次に、その事実関係に基づき、「不登校重大事態」に至った要因を中心に分析・評価を行った。加えて、本校における取組について見直しの課題となるべき事項について検討を行った。

2 調査期間

令和7年3月27日（木）から令和7年10月27日（月）まで

日 時	会議名	内 容
令和7年 3月27日	調査委員会（第1回）	調査方針と今後の確認
令和7年 4月17日	調査委員会（第2回）	分析・評価（案）の検討
令和7年 4月21日	調査委員会（第3回）	分析・評価（案）の検討
令和7年 5月 7日	調査委員会（第4回）	再発防止策（案）の検討
令和7年 6月25日	調査委員会（第5回）	再発防止策（案）の検討
令和7年 7月17日	調査委員会（第6回）	報告書（案）の検討
令和7年 8月29日	調査委員会（第7回）	報告書（案）の確定
令和7年 10月27日	調査委員会（第8回）	報告書の確定・提出

3 調査組織の構成

本事案の調査のために、本校の「いじめ対策委員会」を母体として、計13名から成る「いじめ調査委員会」を校内に設けた。京都府いじめ防止基本方針に基づき、外部専門家として社会福祉士もその構成員としている。

令和6年度

氏名	職名・校務分掌等
	校長
	副校長
	教諭・生徒指導部長
	教諭・保健部長・教育相談会議担当・特別支援コーディネーター
	教諭・第1学年部長
	教諭・第2学年部長
	教諭・第3学年部長
	教諭・進路指導部・人権教育担当
	教諭・第2学年担任・対象生徒・関係生徒
	養護教諭・保健部

	スクールカウンセラー
	社会福祉士（外部専門家）

令和7年度

氏名	職名・校務分掌等
	校長
	副校長
	教諭・生徒指導部長
	教諭・保健部長・教育相談会議担当・特別支援コーディネーター
	教諭・第1学年部長
	教諭・第2学年部長
	教諭・第3学年部長
	教諭・進路指導部・人権教育担当
	教諭・第3学年担任・対象生徒
	教諭・第3学年担任・関係生徒
	養護教諭・保健部
	スクールカウンセラー
	社会福祉士（外部専門家）

第3 当該事案の概要について

1 基礎情報

対象生徒（被害） X
 関係生徒（加害） A
 関係生徒（加害） B
 関係生徒 C
 関係生徒 D
 関係生徒 E

2 当該事案の概要

(1) 発覚のきっかけ

令和6年11月26日（火）、欠席連絡フォームにX保護者から「塞ぎ込んでいる」と連絡があったことから発覚した。

(2) いじめ行為（X・X保護者の訴え）

令和6年11月26日（火）に欠席連絡があった後にホームルーム担任がX父に連絡したところ、「学年主任から連絡がほしい」とのことであった。同日14時頃に学年部長が連絡したところ、「9月の[]でXがクラスの[]になったことをきっかけとして、Xが所属している[]グループ内で、他の3名（A、B、C）、特にAからいじめを受けており、それが原因で学校へ行けない」とのことであった。11月28日（木）午後に登校したXに対して学年部長が面談を行って話を聞き、さらに12月3日（火）に生徒指導部長が、いじめの具体的な状況を聴き取った。Xは、Aが主導でいじめを受けているとの認識であり、そのいじめ行為として以下の8点の訴えがあった。

- ① []の時にやりたくなかったにもかかわらずXがクラスの[]をやることになり、その際[]について、苦勞して決めたことをA、B、Cによって白紙に戻された。
- ② []終了時、写真撮影時間の際にうまくカメラの操作ができないXをAが罵った。
- ③ XがA、B、Cからいじめを受けているという噂に対して、A及びBから詰問された。
- ④ Teams内でAから「プリント送れ」「来い」等、威圧的な発言を受ける。
- ⑤ Aに対して、間違った受け答えをしたら「お前どっか行けよ」とドンと胸を押された。
- ⑥ 休み時間等にA、B、Cが3人でどこかへ行ってしまうなど、仲間外れになった。
- ⑦ Xが、Bに対して話しかけても反応が薄い。
- ⑧ 日常的に、A及びBから暴言を受けたり、揶揄されたりする。

第4 調査の内容について

1 調査方法

X、A、B、C、及びXが相談していたというD、Eへの聴き取り調査、並びに学校の対応を整理し分析する。

2 調査内容

本事案に至る経緯を確認すると共に、いじめ防止基本方針に基づいて、発覚前及び発覚後の学校の対応を精査する。

第5 当該事案の事実経過について

1 対象生徒の訴え

2年生進級時にできた[]グループに所属している。当初は関係が良好であったが、9月に実施された[]でXがクラスの[]になった頃から、お互いの関係が悪くなった。次第に他の3名（A、B、C）、特にAから、「どんくさい」、「あほ」、「頭悪い」、「顔がむかつく」等の面罵を受けた。また、Teams内で「ノート見せろ」、「送れ」等の命令をされるようになった。また、休み時間に自分以外の3名（A、B、C）がどこかへ行ってしまうことや、教室移動の際に一緒に移動できないことがあり、仲間外れにされている、いじめられていると感じるようになった。そのことが原因で学校へ行けない。

2 関係生徒からの聴取内容

(1) Aの聴取概要

具体的なことは覚えていないことも多い。確かにXに対して、荒い言葉を投げつけることはあった。しかし、4月当初より、お互いに対してきつい言葉を掛け合うような関係であり、実際にXもそういう言葉を発することはあった。そのため、そういうことを言い合える仲だと思っていた。いじめをしているという認識はなく、ここにきて「いじめ」と言われることには釈然としない思いがある。

(2) Bの聴取概要

何度も同じことを伝えなければならないときは、強く指摘することがあった。具体的な言葉については、使っていた言葉もあるが、記憶にないものもある。AとCとの3人で移動したことについては、無意識で意図的なことではない。これまでも、このパターンの3人でも移動することはあった。睨むような目は無意識で、自然な目つきであり誰に対してもそうである。

(3) Cの聴取概要

全員が同じような言葉遣いをしていたため、口の悪さはそんなに気にしていなかった。意識的に別行動をとってはいない。また、Xが急に違うグループで活動し始めたため不思議に思っていた。XからAやBの態度について相談をされた。

(4) Dの聴取概要

相談を受けたこと自体を覚えていない。一緒に食事をしたことはあるが相談されたという認識はなく、それを誰かに伝えたこともない。

(5) Eの聴取概要

Xより、「A、B、Cと上手くいっていない」との相談を受けた。相談内容はXの聴取内容と一致

3 当該事案の事実経過

日 時	事実関係が確認できるもの	事実関係が確認できなかったもの
令和6年 8月下旬	[]が決まらない為、Xが[]の立場として[]を決め、それぞれに[]を依頼した。しかし、A、B、Cが考えてきた[]を掲げてきたことにより、[]の変更を余儀なくされる。既に依	

	頼っていた生徒への変更連絡や、 についてAに協力を依頼するも「の仕事だから」と言われ、の仕事となった。
9月初旬	X父よりホームルーム担任に対して、「娘が不本意ながらの役を担わされ、上手くいかずに苦しんでいる。いじめに発展する可能性があるので、を降ろしてほしい」との旨の電話があった。ホームルーム担任がXと面談し、Xから「Cと一緒にやってくれると言ったからやります」という内容の発言があり、Xはを継続することとなった。
10月25日（金）	終了時、写真撮影時間の際にうまくカメラの操作ができないXをAが「頭が悪い」などと言った。
10月25日（金）以降	Teams内でAから「X、（プリントを）送れ」、「来い」等、威圧的な発言があった。
10月25日（金）以降	
10月25日（金）以降	
10月25日（金）以降	Xが中学の友達と遊ぶ話をした時に「友達おったん？」（発言者不明）と揶揄され、Aが笑った。
10月26日（土）以降	Xが、A、B、C、からいじめられているという噂がたった。
11月18日（月）～21日（木）	
11月19日（火）	X、A、Bの3人で話をした。AとBがいじめのうわさについてXを非難し、これからどうするのか、グループで過ごすのか、離れるのかと問い詰めた。また、BがXを睨んだ。
11月20日（水）	
11月21日（木）以降	XがBに話しかけても「ああ」等ぐらいで反応が薄い。
11月26日（火）	X父より連絡があり、本事案を学校が把握した。X父より、いじめとして調査しないでほしいと要望があった。これ以降、Xが学校を欠席し始めた。
11月28日（木）	午後に登校したXへ学年部長が聴き取りを行った。

11月29日(金)	X父より、いじめとしてきちんと調査してほしいとの連絡があり、ただちに調査を開始すると副校長より伝えた。
12月3日(火)	午後に登校したXに対して生徒指導部長が、改めて具体的かつ詳細な聴き取りを行う。
12月6日(金)	A、B、Cの3名に対して、生徒指導部と学年部で聴き取りを行う。3名とも訴えの一部については認めた。
12月9日(月)	X父とXが来校。生徒指導部長より、聴き取り結果の報告を行った。X父より、「A及びA保護者と面談をしたい。」とのこと、また、本人の学校復帰に向けた様々な要望が示される。[]との診断書の提出もあった。またXより、Cからはいじめられたとは思っていないとの発言があった。
12月11日(水)	いじめ対策委員会を開催し、本事案をA、BのXに対するいじめ事象として認知する旨、確認を行った。
12月12日(木)	A父来校。生徒指導部長より、Aから聞き取った内容について説明した。X父からの面談希望について伝えるが、その必要はないとの返事であった。
12月19日(木)	いじめ対策委員会を開催し、A、Bへの指導内容を協議。[]
12月20日(金)	A、Bに対し、Xに対する暴言について[]
令和7年 1月15日(水) 1月16日(木)	X父とA保護者が学校にて面談を行い、今後の対応について協議された。それぞれの生徒同席での謝罪の場を設けることなどで合意された。
1月21日(火)	X及びX父に対してA及びA保護者より謝罪があり、X、X父ともにその謝罪を受け入れた。その後も、教室には入れず、欠席が続いた。
1月29日(水)	Xの欠席日数が30日に達し、重大事態とした。

第6 当該事案の事実経過から認定しうる事実について

1 「いじめ」の認定(Xの被害、A、Bの加害)

Xが挙げた8つの被害事象のうち、関係生徒が覚えていないものもあれば、悪意をもってしたこととは認めないものもあった。しかし、少なくともXに対して、心ない言葉が投げつけられていたことは事実と認定できる。Xにとっては、A、B、Cとのグループがクラス内での居場所であり、よりどころとなっていた。その中で、関係が悪くなって以降にA、BからXに投げつけられる暴言や、軽んじるような態度がXの心を深く傷つけたことに間違いはなく、学校やクラスが安心して過ごせる場所ではなくなり、登校することができなくなったと考えられる。

「第3 2当該事案の概要」に記しているとおり、Xは8つの被害事象を訴えている。さらにそのうち②、③、⑧の3点については、事実の確認がされている。これらは、Xに対してXと一定の人的関係にある他の生徒が行った心理的又は物理的影響を与える行為であることは明らかである。国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に掲載されている「いじめの態様」の分類に照らすと、

「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」

という分類に該当する。

このようなことから、Xが訴えている8つの被害事象のうち②、③、⑧の3つの被害事象に係る行為を包括してA、BによるXへの「いじめ」に当たると判断するものである。

- ② 終了時、写真撮影時間の際にうまくカメラの操作ができないXをAが罵った。
- ③ XがA、B、Cからいじめを受けているという噂に対して、A及びBから詰問された。
- ⑧ 日常的に、A及びBから暴言を受けたり、揶揄されたりする。

2 「いじめ重大事態」の認定

法第28条における重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であるとされている。

本事案においては、Xの学校内での居場所であり、よりどころとなっていたグループ内でのいじめ事象である。XがA、Bからの言葉や態度を不当なものと感じ、傷つき、結果として安心できる学校内での居場所を失う結果となったことは明白であり、それが原因で学校を欠席することが続き、令和7年1月29日（水）に欠席日数が30日に達するに至った。

いじめ防止対策推進法第28条の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」に該当するものと考えられ、法の趣旨から「不登校重大事態」に当たると判断するものである。

第7 学校の対応について

1 学校の対応について

(1) 学校の体制

本校においても、いじめ対策委員会を設置し、いじめの早期発見やその後の組織的対応に当たることとしている。また、年に3回、7月、11月、2月にいじめアンケートを実施して、普段教職員の目に留まりにくい、いじめやいじめの前兆の把握に努めている。また、日常の学校生活においては、ホームルーム担任や教科担当者が、気になる生徒間の人間関係について、情報を共有し、見守りを行い、必要な場合には介入をしている。

本事案においては、11月26日（火）に事象を把握して、学年部長が管理職に報告をするとともに、生徒指導部を中心に学年と連携して生徒から聴き取りを実施、12月11日（水）及び12月19日（木）には、いじめ対策委員会を開催する等、組織的な対応については進めることができていた。

しかし、9月の初旬にX父からホームルーム担任に対して連絡があったものの、9月初旬から11月26日までの間には、Xの様子や関係する生徒との人間関係の変化に気づくことはできていなかった。

(2) 本事案への対応

本事案において、いじめアンケート（7月実施）への記載やXから教職員への直接の訴え等はなく、また教職員からは、仲の良いグループであるように見えていた。活動中に、X父より、「娘が不本意ながらの役を担わされ、上手いはずなのに苦しんでいる。いじめに発展する可能性があるの、を降ろしてもらいたい」という旨の電話があった。ホームルーム担任教諭は、本人と面談を実施。を降ろすという対応はせず、見守っていくこととした。

学校が初めて本事案を、いじめとして把握したのは、「第5の3 当該事案の事実経過」にあるとおり、11月26日であった。本事案を把握後、概要がただちに学年部長から管理職へ報告がされるとともに、Xへの聴き取り、及び関係生徒への聴き取りを行い、いじめとして認知をした。また、Xが既に学校に登校できなくなっていることから、重大事態の疑いがあるとして、いじめ対策委員会を開き、調査および今後の対応を検討することとした。

いじめと認知した後、X、A、Bの保護者それぞれに対して説明を行い、A、Bに対しては、生徒指導部及び学年部より説諭を行うとともに、長期の観察対象とすることとした。A、Bは当初、自らの行為や発言がいじめに当たるとの認識はなかったが、学年部の関係教員との対話を重ねて、自分の行いがXを深く傷つけるものであったと認識を改めている。

また、X父からの要望により、X父とA保護者が学校にて面会し、今後の対応について、話し合いを行った。さらに、その後X、A及びX父、A保護者、生徒指導部長が立ち会って、謝

罪の場を設けた。XはAからの謝罪を受け入れる意思を示した。Bについては、X父からの謝罪の要望がなかったため、Cについては、Xから「Cからはいじめられたとは思っていない」との発言があったため、謝罪の場を設けるなどの対応はしていない。

(3) 再登校へ向けた支援

1月7日(火)にX父より、クラス内で所属するグループを失ったかたちになったXの再登校の支援に向けて、同クラス内の別のグループに対して、Xを受け入れることを学年部長から話ができないかとの要望があった。Eは、当初は受け入れる意思を示しており、XともSNSを通じてやりとりし、学校外で会うなどして順調に運ぶかに思えたが、いよいよXが登校を始める1月23日(木)の段階となって、当該グループの人間関係に変化が生まれることが不安であるため、やはり受け入れられないということを学年部長に対して相談してきた。学年部長は副校長、ホームルーム担任と相談し、当該グループがXと直接話しをすることで、気持ちに変化があり受け入れることがあるかもしれないと考え、受け入れられないという事実を直接、Xに伝えるよう伝えた。なお、学年部長とEのこのやりとりは精神的に不安定であったXにとって緊急性を要する情報であったにもかかわらず、学年部長からX父に報告されることはなかった。その後、1月24日(金)にEと一緒に昼食を取ることを約束し再出発の期待をしていたXは、24日(金)は待ちぼうけをすることとなり、昼休みの終わりになってEから用事があるって行けなかったことを伝えられた。そして、XがEのグループに入れないことをEから聞くのは週末を挟んで27日(月)となり、その間期待していたXがその事実を知った時の落胆は非常に大きく、Xはさらに精神的に大きな傷を負うこととなった。

これにより、当該年度中の再登校は困難との意志がXより示され、当面、別室登校による個別学習支援へと切り替えることとした。Xの努力もあり、2月は授業実施日15日中11日間、午前中を中心に別室へ登校した。学年末考査へ向けて、本人の要望を踏まえながら、学習計画をたて、教科担当者を中心に個別指導に当たった。3月の学年末考査については全て受験し、成績も良好であった。

また、3年生進級後も、X及び保護者と連携しながら、安心して過ごせる環境を整えていくことを学年で共有した。

新年度となり、新たなクラスとなった始業式の日からXは登校しており、クラスで新しい人間関係を築いている。Xが安心して学校生活を送れるよう、ホームルーム担任を中心に学年、教科担任と連携し、学校としてXの様子を見守り続けるとともに、保護者とも連携をとり家庭の協力を得ながら本人が安心して登校を続けられる体制を維持していく。

2 学校の対応に係る考察

(1) LHR等において、生徒主体の話し合い活動をする際に、ホームルーム担任はどのような関わりすることが適切か

本事案は、Xが[]を引き受けたことに端を発するが、必ずしも積極的立候補の中で決定したものではない。[]が決まらない中で、LHRの進行役を務めていたXがクラスメイトからの指名があり、断ることが出来ない雰囲気の中で不本意ながら引き受けることとなったものである。この際、ホームルーム担任はこの決定の際に、特に介入したり、本人の意思を後から確認したりするなどの対応はしていない。

国立教育政策研究所が発行する特別活動の指導資料には、「ホームルーム活動において合意形成を図るような場面について、「自発的・自治的な活動の形態」としながらも、人権を侵害する発言があったときや、話し合いが混乱したとき、ねらいや提案理由などから大きくそれた場合、話し合いを深めるときなどは、話し合いを止めて指導助言を行う必要がある」としている。本事案についても、話し合いが進まない中で適切な指導助言ができていたのか、当該ホームルーム担任は振り返りの必要がある。また、学校としても主体的・対話的な教育活動を進める中で、管理職が教職員に対して話し合い活動等を適切に進めるための指導・助言、研修などを実施していなかったことを省みて、今後の教育活動にその反省を活かしていかなければならない。

(2) グループ間の人間関係の変化や生徒の悩みや苦しみに学校はどのようにすれば気づくことができるか

本事案において、[]でXが[]になった頃から、互いの関係が悪くなった。しか

し、[] 期間中、またその後においても、ホームルーム担任や他の教職員は人間関係の変化に気づくことができなかった。

悪口、陰口、無視、仲間外し等の暴力行為を伴わないいじめは、事象を見つけることが難しい「潜在性」があるといわれるが、変化に気づくことができる高い感度を持って、普段の生徒の様子を十分に観察するよう学校として取り組めていたわけではない。

本事案に関わらず、青年期は誰もが様々な不安や悩みを経験する時期である。そのような子どもの不安や悩み、それにともなう苦しみは、「学校での様子の変化」として表出することがある。そして、教職員が子どもの様子の変化から気づく場合もあれば、本人から申出がある場合、子どもの友人や保護者から相談されて気づく場合もある。

教職員が子どもの様子の変化に気づくためには、不安や変化を見逃していないかという教師の危機意識から始まる。そして、その危機意識は深い生徒理解へとつながるだけでなく、集団づくりにもつながっていく。それぞれの生徒個人に対する生徒理解を深めることで、教師の気付きや、本人からの申出を促すことができ、集団づくりをすることで、他者からの相談を促進することができる。教師の生徒理解があり、生徒が本音で発言できる安心・安全の場としてクラスが機能していれば、早い段階で教師は生徒の変化や不安に気づくことが出来る。

また、生徒理解や集団づくりをしていくのは、ホームルーム担任だけでなく、教科担当、部活動顧問、学年団の教員等も同様であり、それぞれの立場から個を理解し、集団形成をしていくことが、学校での早期対応につながることになる。このように、一人一人の教員が普段から危機意識を持つことで、恒常的な対応ができ、いじめアンケートに頼らない体制を構築することが出来る。

(3) 学校と保護者が連携して対応していく際に、どのように進めていくのが良いか

本事案において、11月に本事案を学校が把握して以降、学校は保護者と連絡を取りながら対応を進めてきた。しかしながら、Xが大きな傷を負うことになった要因には、加害者と被害者とのやりとりだけでなく、教職員と被害者とのやりとりによるものもある。

本事案については、クラス内で所属するグループを失ったかたちになったXの再登校に向けて支援をする際に、教職員は生徒にとって良いと思って取った行動ではあったが、事実を伝えることに日数を要したことでXを傷つけることになった。その際に、学校が事実を把握した時点で保護者に対して、事実及び学校の対応についての意向を伝え、相談しながら進めることは可能であったはずである。そのことを反省すべき点として今後の保護者との連携に生かしていく必要がある。

学校が保護者と連携をして進めていくためには、迅速で丁寧な対応をし、保護者と信頼関係を構築する必要がある。

わが子がいじめを受けた保護者のショックは計り知ることができない。そのような保護者の方の思いを大切にしながら迅速に対応していくことが肝要である。保護者の方が、いじめに気づいて学校に相談してくださる場合、学校が気づいて保護者に伝える場合、どちらも速やかに面接の機会を設定し、その際には、保護者の怒り、悲しみといった気持ちを学校側が理解しながら寄り添い、問題解決に向けて一緒に歩んでいく姿勢を持つことが大切である。具体的な行動としては、事実を丁寧に確認すること、その事実を保護者に伝えること、被害者の安心安全を徹底すること、加害者にいじめをやめさせる、いじめの再発を防止するため組織的・継続的な適切な指導をすること、周囲にいた生徒への指導・支援をしていくことが挙げられる。いじめを受けた生徒のみに対応するだけでなく、加害者、観衆、傍観者に対する指導をしていくことが、いじめを受けた生徒の立ち直りといじめの再発防止につながる。学校が一人一人の生徒への対応や取組を適切にしていくことと、その姿勢を保護者にも分かってもらいながら進めることで、保護者の協力を得ながら対応を進めることができる。保護者には子どもの話をじっくり聞いて理解者となっていったり、家庭が安心できる居場所となるようお願いしたりする必要もある。子どもを守るためにどのような取組をするかを共有することで信頼関係を構築するとともに、子どもの最善の利益を目標に保護者と学校が同じ方向を目指して、いじめ問題が解決するまで、連絡を密に取り合うことが連携のために大切である。

第8 当該事案への対処及び再発防止策の提言について

1 当該事案への対処

当該事案については、生徒同士の間で、謝罪とその受け入れがあったものの、単に謝罪をもつ

て「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している、②被害者が心身の苦痛を感じていない、ということが条件とされている。そのため、今後もXの想いに寄り添い、Xが不安を抱かずに新しいクラスで過ごし、安心して学校生活を送れる体制を継続すること、また、学校はいじめによる癒えない心の傷があることを忘れることなく、卒業まで見守り続ける必要がある。

現在、Xは新しいクラスで新たな友人関係を築き、進学先での学びに向け、また卒業に向け日々努力している。なお、[] 日常生活の中でXがAやBと直接的に関わることはない。講座の編成上、一つの科目において同じ教室で受けることはあるが、[] 関わりをもつことがないようにしている。

2 学校に対する提言

当該事案の一連の調査を踏まえて、学校に対する再発防止策の提言を行う。

(1) いじめ防止の基本的な考え方の確立

「いじめ」とは、一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。遊びの延長のひやかしやからかいがいじめにつながることも多く、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、「当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」であるという、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断することが基本となることについて教職員の認識をより確実なものとする。「いじめ」はどの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、根本的ないじめ問題の克服には、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、関係者が一体となった組織的・継続的な取組が必要である。そのため、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養うことが必要である。また、いじめられている生徒は、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、その一方で「気づいてほしい」という思いがあることを教職員は深く理解し、生徒が相談しやすい関係・環境を作ることや、生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。

(2) 研修・指導の充実と多角的な指導

いじめへの対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって組織的に対応する必要がある。組織的な対応を行うためには、いじめの定義の理解からはじまり、いじめへの具体的な対応を実効的に機能させることが必要である。そのため、教職員に対して必要な研修を行い、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その様態に応じた適切な対処ができるよう、研修の充実を図り、指導体制を整備する必要がある。またその際には、外部の専門家を講師として招くなど、教師とは異なる視点から人や物事を捉えることができるような研修も計画する必要がある。

ア 教職員への研修の充実

- (ア) 年度当初である4月に、[] 高校の「いじめ防止基本方針」を改めて配付し、いじめの定義やいじめの未然防止、早期発見、対する措置等の内容について研修を実施する。
- (イ) ハラスメント防止の理解を深めるため、「パワハラ」や「セクハラ」などのハラスメントについて研修を6月に実施する。
- (ロ) 生徒や保護者等の気持ちに寄り添った対応を進めるため、「カウンセリング」に係る事例研究やスクールカウンセラーを講師とした研修を8月に実施する。（8月に実施済）
- (ハ) いじめ対策委員会を設置し、年に3回（7月、11月、2月）の会議を開催し、事例研究等を実施する。（7月については実施済）

イ 生徒への指導の充実

- (ア) 発達支持的生徒指導を基盤とし、日々の教職員の挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通した個と集団への働きかけを通じて、生徒の自己理解力や自

己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力などを育成する。

- (f) いじめ防止教育、SOSの出し方教育、情報モラル教育等を通じて、全ての生徒に対して本校の課題となっている事柄に重点を置きつつ、課題未然防止、及び、課題の早期発見対応の観点から指導を行う。
- (g) いじめ、非行など特別な指導・援助を必要とする特定の生徒を対象とする対応において、校内の教職員だけでなく、校外の教育委員会、警察、病院、児童相談所等の関係機関と連携・協働し課題対応を行う。
- (h) 生徒・保護者等、ホームルーム担任による三者面談を行い、生徒・保護者等の思いや家庭での状況を把握し、家庭の協力を得ながら生徒がよりよい高校生活を送るための指導・援助を行う。

(3) 早期発見と組織的対応の実施

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、教職員は日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に生徒が示す変化や信号を見逃さないように見守るとともに、定期的なアンケート調査や面談等を実施し、いじめの実態把握に努めなければならない。

これまで〇〇高校では、京都府が実施の基本としている7月、11月の年2回の調査に加え、2月にも実施することで、いじめの実態把握に努めてきた。

しかしながら、教職員はこのようなアンケート調査において、生徒が自らSOSの信号を発信すること及びいじめの事実を教職員に報告することは当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、日常からきめ細やかな声かけをして、生徒が見守られているということを実感できるようにし、日頃から生徒が教職員に相談できる関係性を構築することが、いじめの早期発見につながることを理解しなければならない。

また、いじめの訴えがあった場合、まず教職員はその事実を共有し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で詳細を確認し、いじめたとされる生徒に対して丁寧に事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応をすることが必要である。また、いじめを受けた生徒、いじめたとされる生徒双方の家庭への連絡や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

(4) 学校における「いじめ」に関する生徒への指導・支援

ア 対象生徒（被害）への支援

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先にしなければならない。いじめに起因する、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている生徒の心情を理解し、一緒に解決をしようとするとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠である。安全な居場所の確保やいじめ（加害）生徒やホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者の理解を得ながら進める必要がある。

イ 関係生徒（加害）への指導

加害生徒については、いじめが良くないと分かっているのにもかかわらず、結果として被害生徒を傷つけている場合が時としてある。加害生徒の指導に当たっては、事実としてどのような行為が相手を傷つけたのか、被害者にあたる生徒がどのような思いをしているのかを理解させる必要があるが、同時に、いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識等が挙げられることを踏まえ、いじめの加害者の内面理解に基づいたうえで、自己理解や他者理解を促進する心理教育の視点をもって指導することで再発を防止する必要がある。

ウ 観衆・傍観者への指導

いじめには、いじめる側といじめられる側という二者の関係だけで生じるものではなく。「いじめの四層構造」と呼ばれる、いじめる（加害）生徒、観衆、傍観者、いじめられる（被害）生徒が存在し、いじめの持続や拡大には、いじめる（加害）生徒といじめられる（被害）生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじ

めを積極的に是認し、「傍観者」はいじめに暗黙の了解を与える役割を担っている。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになるといわれており、ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどしてホームルーム担任への信頼感とホームルームへの安心感を育み、ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要である。ホームルーム担任は、ホームルーム担任が信頼される存在として生徒の前に立つことによって初めて、「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が「仲裁者」や「相談者」として勇気をもって声を出せるようになることを理解し、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を行うことも重要である。

(5) 管理職、教職員等の役割の確認

いじめ防止のため、管理職の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。いじめ防止基本方針に基づく年間を通した計画の作成、加えて校内研修の企画・実施が重要な役割である。

時期	対象	取組（概要）
4月	教職員	いじめ防止研修会（いじめの定義、いじめ未然防止、発生時の対応）
4月	部活動顧問	部顧問会議（部活動内の人間関係づくり等）
4月	生徒	校外学習・スポーツ大会（クラス内での人間関係づくり等）
6月	教職員	ハラスメント全般の防止研修
7月	教職員	いじめ対策委員会（いじめに対する意識向上と恒常的対策）
8月	教職員	生徒理解（思春期の生徒の心 SCによる研修）
11月	教職員	保健研修（生徒理解・保護者理解）
11月	教職員	いじめ対策委員会（事例から学ぶいじめ防止）
2月	教職員	いじめ対策委員会（事例から学ぶいじめ防止）
通年	教職員	いじめ防止研修（いじめのとらえ方と予防、いじめ問題に関する保護者との連携、信頼関係構築の在り方等（京都府総合教育センター作成動画の視聴及び協議））

教職員は、日々生徒と接するものとして、その果たすべき役割は大きく、特にホームルーム担任は「未然防止」、「早期発見・早期対応」の場面において重要な役割を担うこととなる。ホームルーム担任は生徒が学校の大半を過ごすホームルームの心理的安全性を確保し、互いが尊重し他者と関われるよう、豊かな情操を培い人権意識や規範意識を育んでいく。その中で生徒の言動や人間関係の些細な変化に気付き、気づいた場合には受容的・共感的な姿勢で聴く。

他の全ての教職員はホームルーム担任と同様に「未然防止」、「早期発見・早期対応」の役割を担いつつ、得られた情報について共有をし、共有した情報をもとに連携して対応にあたり、学校対応の一翼を担う。

以上のように、それぞれが役割を担いながら、管理職がリーダーシップを発揮し、学校組織として「いじめを許さない、見逃さない」という体制を築いていく必要がある。

第9 参考資料

参考資料（ 高校のいじめ防止学校基本方針等）添付